

評価に係る各種指針

(令和 6 年度短期大学認証評価用)

改定箇所明示 (短期大学)

本資料について

この資料は、評価に際し、評価者が一定の判断を行うために作成した指針をまとめたもので、基礎要件に係る評価の指針 (●印で表記) と基礎要件以外の評価の指針 (○印で表記) とで構成されています。いずれも、毎年の評価の実績等を踏まえて追加や見直しを行うことがあり、改定した指針は改定した翌年度から適用します。

※これらの指針において「短期大学士課程」とする場合、専門職短期大学及び専門職学科におけるものを含みます。専門職短期大学及び専門職学科のみにかかわるものなど、限定的に用いる場合はその旨を明示しています。

【基礎要件に関する指針】(令和 2 年 1 月改定) ※以下では●印

- ◆ 「基礎要件に係る評価の指針」は、評価者が法令要件やその他の基礎的な要件の充足状況を判断し、評価する際の具体的な指針を記したものです。
- ◆ 本指針は、問題事例があった場合に一定の判断が行えるように作成したものです。ただし、評価は短期大学それぞれの状況に応じて行うものであるため、特別の事情があるなど合理的理由を示せる場合は、数値目安等を弾力的に運用することも可能です。
- ◆ 本指針は「基礎要件確認シート」と一体的に運用します。その際評価者は、同シートの根拠となっている「短期大学基礎データ」等を必ず参照し評価にあたるようにしてください。
- ◆ 「基礎要件確認シート」において基礎要件の充足状況に問題が見られるが、現地調査時までには改善が確認できた場合は、その事実をもとに評価するものとします。ただし、その場合は、原則として概評において「基礎要件確認シート」作成基準日(短期大学認証評価実施前年度 5 月 1 日)において基礎要件を満たしていなかった事実を付記してください。
- ◆ 本指針に基礎要件に相当する事項を新たに追加する場合は、原則として一体的に運用する「基礎要件確認シート」もあわせて改訂するものとします。

【基礎要件以外の評価の指針】(令和 3 年 2 月決定) ※以下では○印

- ◆ 本指針は、「基礎要件に係る評価の指針」として定められたもの以外について、毎年度の判断事例をもとに短期大学評価委員会が文章化したもので、短期大学基準を解釈・適用する際に、一つの合意点として参照されるものです。これを用いるにあたっては、各短期大学の状況を十分に踏まえ、総合的に評価するものとします。

通則 (略)

基準1 理念・目的 ～ 基準5 学生の受け入れ (略)

基準6 教員・教員組織

- 設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足
 - ・ 専任教員・基幹教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。

- ファカルティ・ディベロップメントの実施
 - ・ ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。
 - ・ 一部の学科でのみファカルティ・ディベロップメントが行われている場合は改善課題として指摘する。
 - ・ 学科でのファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合であっても、短期大学全体としてファカルティ・ディベロップメントが行われている場合には、提言としない。
 - ・ 専門職短期大学でない短期大学が専門職学科を置く場合で、専門職学科固有のファカルティ・ディベロップメントを実施していない場合は、改善課題として指摘する。
 - ・ 専攻科に関する授業改善に向けた取り組みがない場合は概評で指摘する。
 - ・ 教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。

基準8 教育研究等環境 ～ 基準10 大学運営・財務 (略)

以上